



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1178	個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託	(税務課).....	1
1179	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
1180	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1181	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	3
1182	生活保護法による医療機関の指定	(").....	4
1183	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	4
1184	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	5
1185	身体障害者福祉法による医師の指定	(").....	5
1186	指定自立支援医療機関の変更	(").....	5
1187	保安林の指定	(森林整備課).....	5
1188	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	6
1189	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
1190	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1191	"	(").....	7
1192	道路の供用開始	(").....	7
1193	道路の区域変更	(").....	7
1194	道路の供用開始	(").....	8
1195	"	(").....	8
1196	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8
1197	都市計画の変更	(").....	8

○ 人事委員会告示

15	令和3年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	9
----	--	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

75	政治団体の届出事項の異動の届出	13
76	政治団体の解散の届出	13
77	政治団体の設立の届出	14
78	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	14

○ 監査公表

監査公表第26号	19
----------	-------	----

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示による通知	(収用委員会).....	21
------------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第1178号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第6条第2項の規定に基づき、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金

の収納の事務を、令和3年11月1日から次の者に委託した。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号

和歌山県告示第1179号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和3年11月19日指定した。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
単行本	AV男優って稼げるの? しみけん式 本気で目指すAV男優	ISBN978-4-7730-6119-2	笠倉出版社
コミック	ガトー 12月号	02619-12	一迅社
雑誌	裏グッズカタログ2022	ISBN978-4-86673-279-4	三オブックス
コミック	コミック艶 Vol. 17	67600-46	リイド社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
紀薬新10-26	田端薬局	紀の川市打田1241	令和元. 10. 3
海南医新17-26	向林医院	海南市山崎町1-2-7	令和2. 6. 30
田医新12-26	納田整形外科	田辺市あけぼの46番14号	令和2. 6. 30
新医新7-26	浜野皮膚泌尿器科	新宮市井の沢1-28	令和2. 6. 30
紀薬新14-26	コスモファーマ薬局井ノ口店	紀の川市貴志川町井ノ口1576番地1	令和2. 7. 31

紀薬新 15-26	コスモファーマ薬局丸瀬店	紀の川市貴志川町丸瀬652番地	令和 2.7.31
紀薬新 21-26	データ・ボックス薬局	紀の川市打田1296-5	令和 2.8.31
岩医新 2-26	岡本医院	岩出市岡田695-1	令和 2.9.1
橋薬新 17-26	スズラン薬局橋本店	橋本市高野口町名古屋916-4	令和 2.9.30
伊医新 19-26	医療法人恒裕会吉田クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺439番地92	令和 2.9.30
伊薬新 5-26	スズラン薬局笠田店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	令和 2.9.30
伊薬新 6-26	スズラン薬局九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンブラク ミン1F	令和 2.9.30
西歯新 3-26	上野歯科医院	西牟婁郡白浜町堅田2019-5	令和 2.11.30
橋医新 36-26	くらぶち眼科	橋本市隅田町下兵庫61-2	令和 2.12.20
海南医新 11-26	どい泌尿器科クリニック	海南市日方1512番地の3	令和 2.12.27
御薬新 1-26	小松原薬局	御坊市湯川町小松原463-1	令和 3.1.18
海南医新 39-27	いぬい内科呼吸器内科クリニック	海南市名高539番地18 岩崎ビル1F	令和 3.1.31
西薬新 23-26	みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵155-4	令和 3.1.31
有市薬新 20-28	とみやま調剤薬局	有田市箕島897-7	令和 3.2.28
有市薬新 24-31	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	令和 3.2.28

和歌山県告示第1181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩歯新 9-26	和歯科クリニック	岩出市根来937-1	平成 31.3.31
日医新 26-26	川口医院	日高郡印南町印南3140-1	令和 元.12.26
東医新 1-26	医療法人中根医院	東牟婁郡古座川町高池10-3	令和 元.12.31

和歌山県告示第1182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬新 36-02	コスモファーマ薬局丸栖店	紀の川市貴志川町丸栖652番地	令和 2. 8. 1
紀薬新 37-02	コスモファーマ薬局井ノ口店	紀の川市貴志川町井ノ口1576番地1	令和 2. 8. 1
海薬新 3-02	日本調剤小畑薬局	海草郡紀美野町小畑字森ノ坪60番地1	令和 2. 9. 1
伊薬新 19-02	順敬堂薬局	伊都郡高野町高野山723番地	令和 2. 10. 5
西歯新 21-02	上野歯科医院	西牟婁郡白浜町堅田2019-5	令和 2. 12. 1
海南医新 55-02	いぬい内科呼吸器内科クリニック	海南市名高539番地18 岩崎ビル1F	令和 3. 2. 1
紀医新 61-02	こかわりハビリクリニック	紀の川市粉河451-9	令和 3. 2. 1
西薬新 33-02	みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵155-6	令和 3. 2. 1
有市薬新 26-02	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	令和 3. 3. 1

和歌山県告示第1183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
岩医新 19-26	上岩出内科・脳神経外科	上岩出内科・消化器内科	岩出市野上野66-1	平成 31. 4. 1
御病新 1-26	国保日高総合病院	ひだか病院	御坊市菌116番地2	令和 元. 9. 1
御歯新 14-28	国保日高総合病院	ひだか病院	御坊市菌116番地2	令和 元. 9. 1

和歌山県告示第1184号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
三宅康裕	整形外科	山本医院	海南市下津町丸田147-3	令和 3.11.9

和歌山県告示第1185号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年 月 日	診断する身体障害の種類												
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う ち う ち の 腸	小 腸	免 疫	肝 臓
井口孝司	泌尿器科	新宮市立医療 センター	新宮市蜂 伏18番7 号	令和 3.11.22										○			
峯宏昌	消化器内 科、内科	社会医療法人 博寿会 山本病院	橋本市東 家6-7-26	令和 3.11.22										○	○		○

和歌山県告示第1186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
医療法人両茂会 いわさきメンタル ヘルスクリニ ック	新宮市丹鶴二丁目3番20 号	医療機関の所 在 地	新宮市新宮7684番地の 27	新宮市丹鶴二丁目3番2 0号	令和 3.7.1
かりん薬局	新宮市下田2-3-50	医療機関の 名 称	こじか薬局	かりん薬局	令和 3.11.1

和歌山県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町西岩代字内馬目谷1903、1903の1、1903の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1188号

令和3年和歌山県告示第1057号（以下「告示第1057号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

久保富治

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1057号のとおり

和歌山県告示第1189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間 令和3年11月22日から令和4年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 新和歌浦梅原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市西浜字中新堤内ノ坪89 6番1地先から同市舟津町四丁目 10番6地先まで	旧	16.41 ） 19.23	1,827.24	

同上	新	19.00 } 22.76	1,827.24	
----	---	---------------------	----------	--

和歌山県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市粉河字西岡4070番1地先から同市粉河字大平3602番1地先まで	旧	11.48 } 18.80	193.60	
同上	新	11.48 } 18.80	193.60	

和歌山県告示第1192号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河那賀線

供用開始の区間 紀の川市粉河字西岡4070番1地先から同市粉河字大平3602番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月3日

和歌山県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

紀の川市馬宿字田中696番1地先から同市馬宿字白峰331番3地先まで	旧	8.13 } 23.64	120.31	
同上	新	8.13 } 16.71	120.31	

和歌山県告示第1194号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河那賀線

供用開始の区間 紀の川市馬宿字田中696番1地先から同市馬宿字白峰331番3地先まで

供用開始の期日 令和3年12月3日

和歌山県告示第1195号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 海草郡紀美野町梅本字窪奥820番24地先から有田郡有田川町大字楠本字神出1266番25地先まで

供用開始の期日 令和3年12月3日

和歌山県告示第1196号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3582	有田郡有田川町大字土生字池下ノ段371番21の一部、371番23の一部、371番33の一部	和歌山市南材木丁二丁目10株式会社フジシマ不動産代表取締役 藤林正樹	令和3.11.16	6.00	67.12

和歌山県告示第1197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路（3・3・1号国道42号田辺バイパス）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県田辺市芳養町字佐美、小屋谷、七石、大屋谷、井原、茨谷、東井原、目良ヶ谷、清地路、藤原、西炭竈、東炭竈

芳養松原二丁目

元町字西松原、東松原、三四六

稲成町字下組、北皆代

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第15号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和3年12月3日

和歌山県人事委員会事務局長 井 口 好 晴

令和3年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

< 育休任期付職員採用試験 >

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山A	8人程度	本庁等における事務
	和歌山B	1人程度	男女共同参画センターにおける事務
	和歌山C	1人程度	県立自然博物館における事務
	紀 北	2人程度	紀北県税事務所又は那賀振興局健康福祉部における事務
	紀 中	1人程度	日高振興局健康福祉部における事務
学校事務	西牟婁	1人程度	県立学校における事務
土 木	和歌山	1人程度	本庁における地価調査・地価公示に関する業務等
農 業	和歌山	1人程度	本庁におけるわかやまジビエの振興に関する業務等
林 業	和歌山	1人程度	本庁における林業労働安全対策に関する業務等

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 土木	和歌山	1人程度	海草振興局建設部における街路事業、公園事業に関する業務等

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和4年1月16日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	令和4年1月26日（水）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和4年2月3日（木）又は同 月4日（金）のいずれか指定 する1日	和歌山市	令和4年2月14日（月）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 （択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 一般常識、言語能力、数的能力	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を

決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和3年12月10日（金）午前10時から令和4年1月4日（火）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和4年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山A・紀北・紀中） 土木（和歌山） 農業（和歌山） 林業（和歌山）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末及び年始
一般事務（和歌山B）		月曜日（休館日）及び日曜日又は土曜日のうちいずれか1日、祝日、年末及び年始

一般事務（和歌山C）	午前8時30分から午後5時15分まで	月曜日（休館日）及び日曜日又は土曜日のうちいずれか1日（ただし、祝日勤務あり。）、年末及び年始
学校事務（西牟婁）	午前8時10分から午後4時40分まで	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね3年間

なお、育児部分休業（育児に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業をいう。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間土木（和歌山）	午後3時15分から午後5時15分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（令和3年4月1日現在）であるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山A・和歌山B・和歌山C・紀北・紀中） 学校事務（西牟婁） 土木（和歌山） 農業（和歌山） 林業（和歌山）	154,900円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間土木（和歌山）	39,974円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党金屋町支部	佐々木勝昭	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町吉原295	有田郡有田川町丹生141	令和3.11.5
		代表者	佐々木勝昭	橋爪弘典	令和3.11.5
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	門博文	主たる事務所の所在地	和歌山市畑屋敷中ノ丁14	和歌山市北新5丁目57	令和3.11.5
自由民主党あおい支部	森紀彦	代表者	森紀彦	吉本一	令和3.11.11

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
上野宗彦後援会	上野徹也	代表者	上野徹也	坂井清彦	令和3.10.18
小谷芳正後援会	三前雅信	代表者	三前雅信	辻村武文	令和3.10.20
大石元則後援会	道阪耕一	主たる事務所の所在地	新宮市木ノ川539の2	新宮市蜂伏36	令和3.10.28
鶴保庸介後援会連合会	角谷英樹	主たる事務所の所在地	和歌山市黒田107-1-503	和歌山市太田3丁目7-12 ヤマイチ第一ビル1F	令和3.2.1

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

高田もりゆき後援会	高田盛行	令和 3.10.31
-----------	------	---------------

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県海南市・海草郡第三支部	藤山将材	早川宏和	海南市野上中330番地	○	令和 3.11.5
自由民主党和歌山県新宮市第一支部	濱口太史	小西隆義	新宮市三輪崎1-18-20	○	令和 3.11.11

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
田中けんじ後援会	山下郁夫	上羽寛	西牟婁郡上富田町朝来778-3	令和 3.10.8
永坂知之後援会	永坂知之	永坂永嗣	橋本市岸上186-2	令和 3.10.11
黒田たけし後援会	黒田武士	黒田優子	西牟婁郡白浜町堅田1237	令和 3.10.26
山田宏和歌山後援会	中西孝紀	南出仁司	和歌山市築港1丁目4-7 和歌山県歯科医師会館内	令和 3.11.4
比嘉なつみ和歌山後援会	中西孝紀	南出仁司	和歌山市築港1丁目4-7 和歌山県歯科医師会館内	令和 3.11.4

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,726,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	門 博文	候補者届出政党	自由民主党	期間 10月15日から 11月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	中井 毅				

収入		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	政党支部	6,000,000 円
藤永 一彦	病院長	50,000 円
その他の寄附	5件	50,000 円
その他の収入		円
今回計		6,100,000 円
前回計		円
総計		6,100,000 円

支出	
人件費	1,479,050 円
家屋費	605,069 円
選挙事務所費	483,409 円
集合会場費	121,660 円
通信費	円
交通費	円
印刷費	1,720,850 円
広告費	3,824,596 円
文具費	37,351 円
食糧費	149,186 円
休泊費	円
雑費	358,588 円
今回計	8,174,690 円
前回計	円
総計	8,174,690 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	975,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	111,100円
	政見放送のための録画等	
	計	2,204,660円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党	国民民主党	期間 8月19日から 10月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	末次 啓了				

収入		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
国民民主党和歌山県第一区総支部	政党支部	20,000,000 円
その他の寄附	件	円
その他の収入		43,992 円
今回計		20,043,992 円
前回計		円
総計		20,043,992 円

支出	
人件費	円
家屋費	1,624,199 円
選挙事務所費	1,624,199 円
集合会場費	円
通信費	円
交通費	円
印刷費	276,077 円
広告費	40,163 円
文具費	6,182 円
食糧費	円
休泊費	円
雑費	545,334 円
今回計	2,491,955 円
前回計	円
総計	2,491,955 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 22,750,600円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	石田 真敏	候補者届出政党	自由民主党	期間	10月15日から 11月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	今西 敏之					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	政党支部	7,000,000円	選挙事務所費		
			集合会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
			雑費		
その他の寄附	件	円	今回計		
その他の収入		円	前回計		
今回計		7,000,000円	総計		
前回計		円			
総計		7,000,000円			

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	248,500円
	ビラの作成	441,000円
	ポスターの作成	660,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	103,984円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,618,226円

報告書受理年月日	令和3年11月14日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	所 順子	候補者届出政党	日本維新の会	期間	10月4日から 11月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	所 順子					

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
日本維新の会本部	政党	3,000,000円	選挙事務所費		
			集合会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
			雑費		
その他の寄附	件	円	今回計		
その他の収入		200,000円	前回計		
今回計		3,200,000円	総計		
前回計		円			
総計		3,200,000円			

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	475,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	99,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,036,200円

報告書受理年月日	令和3年11月12日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	那須 愛美	候補者届出政党	NHKと裁判して る党弁護士法72 条違反で	期間 7月19日から 10月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	那須 愛美				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費		円
			家屋費		円
			選挙事務所費		円
			集会会場費		円
			通信費		円
			交通費		円
			印刷費		41,890 円
			広告費		82,161 円
			文具費		788 円
			食糧費		円
その他の寄附	件	円	宿泊費		円
その他の収入		315,087 円	雑費		190,248 円
今回計		315,087 円	今回計		315,087 円
前回計		円	前回計		円
総計		315,087 円	総計		315,087 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	

報告書受理年月日	令和3年11月12日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	藤井 幹雄	候補者届出政党	立憲民主党	期間 7月6日から 11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	池田 清吾				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費		円
立憲民主党	政党	5,000,000 円	家屋費		55,000 円
山田 宣郷	弁護士	30,000 円	選挙事務所費		55,000 円
			集会会場費		円
			通信費		円
			交通費		円
			印刷費		1,530,485 円
			広告費		1,249,486 円
			文具費		円
			食糧費		円
その他の寄附	4件	40,000 円	宿泊費		円
その他の収入		円	雑費		円
今回計		5,070,000 円	今回計		3,804,971 円
前回計		円	前回計		円
総計		5,070,000 円	総計		3,804,971 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	163,185円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	528,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
政見放送のための録画等	
計	1,724,520円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 22,859,100円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党	自由民主党	期間 10月8日から 11月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	二階 俊樹			

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	915,000円	
自由民主党和歌山県第3選挙区支部	政党支部	5,000,000円	家屋費	203,104円	
			選挙事務所費	円	
			集会会場費	203,104円	
			通信費	33,908円	
			交通費	1,465,435円	
			印刷費	1,638,000円	
			広告費	294,014円	
			文具費	262,437円	
			食糧費	660,916円	
その他の寄附	件	円	休泊費	952,460円	
その他の収入		円	雑費	円	
今回計		5,000,000円	今回計	6,425,274円	
前回計		円	前回計	円	
総計		5,000,000円	総計	6,425,274円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	794,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	165,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,705,350円

報告書受理年月日	令和3年11月12日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	根来 英樹	候補者届出政党	—	期間 5月11日から 10月21日まで 第1回分
出納責任者氏名	根来 英樹			

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	70,000円	
		円	家屋費	円	
			選挙事務所費	円	
			集会会場費	円	
			通信費	円	
			交通費	円	
			印刷費	114,720円	
			広告費	46,200円	
			文具費	円	
			食糧費	円	
その他の寄附	件	円	休泊費	円	
その他の収入		3,310,000円	雑費	3,300円	
今回計		3,310,000円	今回計	234,220円	
前回計		円	前回計	円	
総計		3,310,000円	総計	234,220円	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	

報告書受理年月日	令和3年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	畑野 良弘	候補者届出政党	日本共産党	期間 9月25日から 11月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	中井 さよ子				

収入			支出		
主たる寄附			人件費		309,500円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		395,300円
日本共産党和歌山県委員会	政党支部	860,026円	選挙事務所費		395,300円
栗山 和歌子	無職	50,000円	集会会場費		円
塩崎 侑莉子	無職	120,000円	通信費		8,824円
			交通費		21,530円
			印刷費		1,278,510円
			広告費		138,633円
			文具費		3,133円
			食糧費		5,643円
その他の寄附	件	円	休泊費		124,520円
その他の収入		円	雑費		22,943円
今回計		1,030,026円	今回計		2,308,536円
前回計		円	前回計		円
総計		1,030,026円	総計		2,308,536円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	204,050円
	ビラの作成	450,100円
	ポスターの作成	624,360円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,278,510円

報告書受理年月日	令和3年11月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

監査公表

和歌山県監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和3年9月30日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品貸付調書について、出納員の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局建設部

(ア) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 道路占用許可において、占用期間を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立仙溪学園

仙溪学園調理業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立高等看護学院

重要物品の用途廃止承認前に重要物品を処分している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立粉河高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立那賀高等学校

常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処

理されたい。

キ 和歌山県岩出警察署

保管場所標章交付申請書及び番号通知書の処理において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

諸 報

和歌山県収用委員会公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において読み替えて準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき事項を記載した書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年12月24日をもってその通知があったものとみなされる。

令和3年12月3日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 通知すべき事項を記載した書類の名称

令和3年11月26日付け和収第06240001号「審理の開催について（通知）」

3 通知を受けるべき者

（亡）山田實子 法定相続人 山田実

住所不明

（ただし、外務省領事局海外邦人安全課回答の住所 Calle 506 e/Ruta 36y 196, (1903) Abasto, La Plata, Prov. Buenos Aires, Argentina)